

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

《第7回議事録》

■日 時：令和8年9月4日(金) 15:00 ～ 17:06

■場 所：大阪市役所 屋上階（P1）会議室

■出席者：杉江友介会長、置田浩之委員、河崎大樹委員、紀田馨委員、徳村さとり委員、
（名簿順）西野弘一委員、吉村洋文委員、梅園周委員、高山美佳委員、たけち博幸委員、
東貴之委員、藤田あきら委員、横山英幸委員

（杉江会長）

それでは定刻となりましたので、第7回副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会を開催いたします。まず、定足数の確認ですが、協議会規約第6条第3項の会議の定足数を満たす委員にご出席いただいておりますので、会議が成立していますことをご報告いたします。

この協議会はインターネット配信を行っておりますので、委員のご発言については挙手していただき、会長の私が指名をしてから、マイクを通してご発言いただきますようによりしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は前回から引き続き、「広域と基礎の事務分担」について協議をしたいと思います。なお、本日の議題に関し、府・市の担当部局にお越しいただいております。部局の出席者はお手元の出席者名簿のとおりとなります。

それでは本日協議する事務分担案について維新から資料をまとめていただいておりますので、資料1について藤田委員から説明をお願いいたします。藤田委員。

（藤田委員）

はい、それでは私の方から、維新の会の内部で議論したことについて、事務分担について結論と整理の経過をご説明したいと思います。

まず資料1-1をご覧ください。1ページですけれども基本的な考え方を書いております。これ以前から変わっておりませんが、副首都・大阪府を担う自治体として、成長をけん引する事務を大阪府に一元化、そして住民に身近な特別区が住民サービスを着実に実施していくということで、成長と首都機能の代替を果たす役割については広域で、そして住民に身近なサービスは特別区に下ろしてきめ細かくニア・イズ・ベターで実現をしていくと、この考え方のもとで事務分担を議論しております。協議済みとなっているところについては、特段の変更はございませんので飛ばさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、12ページ以降、こちらが協議を行うものということで、大枠の議論は整えておりますけれども、これについては、まだこの法定協議会の場でも引き続き議論がなされるものと理解しておりますので、その前提でお話をさせていただきます。

たいと思います。

まず 13 ページの拠点まちづくりについてですけれども、こちらは先ほど申しましたように、副首都・大阪の経済成長、それから首都機能の代替を担う非常に重要な部分でして、基本的には広域で一元的に実施をするということですが、一方で、都市再生緊急整備地域以外の部分ですとか、開発面積が 3 h a を下回るような小規模のものについては、地域のまちづくりと一体不可分ですので、地域の方で実現した方がよかろうということで案を作っております。このまちづくりについては少し入り組んでおりますので、参考として資料 1-2 をつけておりますので、こちらを併せて後ほどご覧ください。説明の都合上、次に行かせていただきます。

屋外広告物の許可に関する事務につきましては、都市再生特別地区など大規模な開発が行われる際には、その開発と一体的な景観の形成が必要ということで、広域に事務整理させていただいております。一方で、区域内の景観計画とか、個別の届出、あるいは是正指導などは特別区で丁寧に行っていくということで提案をさせていただいております。

次に、市立駐車場の管理運営ですけれども、こちらは、繁華街を中心に公益施設との集客と一体的な運営が必要という観点から、広域の方に分類させていただいております。一方で、個別の駐車場について、必ずしも広域的な性格になじまないものもある可能性があるのではないかという議論もありまして、この辺りについては別途協議するという示させていただいております。

下に行きまして公営住宅です。住民生活に最も大きく関わる住宅政策ですので、これまでも府から市に住宅を移管してきているという経過も踏まえまして、今回は基礎というふうに分類をさせていただいております。公営住宅の建替えに際しまして、余剰地がかなり区画として良いものが出てきますので、こういったところが地域のまちづくりと大きく関わるという点も、基礎に移した論点として非常に重要視させていただきました。

その下、団体監理事務等です。大阪メトロは、これまでの議論でもありましたように、大阪市民の財産として、これまで大阪メトロの資産を形成してきておりますので、交通政策という点では広域なんですけれども、この団体監理、特に株式の監理というところでは基礎というふうに分類をさせていただいております。

その下、特区のところです。現行の大阪市、大阪府が行っている特区については、これは広域的な性格が強いので、引き続き広域ということで分類をさせていただいておりますが、これまでの議論にもあったように、今後の申請については、特別区に仮になった場合でも、特別区からの申請も妨げないということで整理をしております。

引き続きまして難病医療助成、こちらについては、審査や受給者証の交付、それから医療費の支払い等々は広域で行ってまいりますが、この当該の住民の方に遠方までご足労いただくということがないように、申請書類の受理は基礎で行っていくということで、申請書類の受理の際には、様々な他の福祉政策との連携なども取れるかなと思っております。

下に行きまして、システムの管理です。システム管理はこの法定協議会でもだいた議論さ

せていただきましたけれども、結論としてはやはり業務の実施主体と分割すべきではないというところで、府・市両局の意見も合致しておりますことから、今回も基礎というふうに分類をさせていただいております。

私立幼稚園の許認可につきましても、こちらも現行も広域で行われておりまして、子どもの数も減っていく中で、今後新たに申請が増加するということもなかなか見込みにくい状況でもありまして、また開設にはいずれにしても府の学校教育審議会を経ないといけないということからも広域でということで一元的に担っていくということで整理をしております。

最後に小中学校の教員の任免ですけれども、これは市内勤務を希望する受験生の確保の観点から基礎にということで分類をさせていただいております。ただ、ここについてもまだ団内にいくつか意見がありますので、引き続き協議という形でさせていただけたらと思っております。私からの説明は以上です。

(杉江会長)

藤田委員、ありがとうございました。それでは本日、協議を行う事務分担案について、資料記載の順に順次協議をしていきたいと思います。まず、「まちづくり」について、資料1-1の13ページから15ページに記載の事務になりますが、委員の皆さんから補足の説明であったり、確認などがあればいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。河崎委員。

(河崎委員)

確認を何点か事務局の皆さんにさせていただきたいと思うんですけれども、これ資料1-2の方が分かりやすいので、維新案と東京都の状況で比較されている図の方ですね。拠点まちづくりなんですけど、これもう言うまでもなく、この大阪関西の経済成長をけん引する源泉になるなんですけど、東京なんですけど東京駅周辺とか新宿駅、渋谷駅周辺、あげればきりないと思いますけど、目覚ましく拠点開発も進んでいて、この東京都の都市再生緊急整備地域以外にもこの拠点のまちづくりが進んでいるのかどうか、その辺を教えてください。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：鴨田副首都推進局担当部長)

担当部長鴨田でございます。東京都において、都市再生緊急整備地域以外の拠点のまちづくりということでございます。担当部局から聞いておりますところとなっておりますけれども、東京都では、都市づくりのグランドデザインというものを策定されてございます。

こちらにおいて、いくつか都市再生緊急整備地域以外にも、中核的な拠点というのが示さ

れております。一例となりますけれども、東京都では都市再生緊急整備地域以外の拠点といたしまして、新国立競技場などございますスポーツ施設とかが集積している神宮外苑みたいなところ、まちづくりに取り組まれているということで聞いてございます。

(杉江会長)

河崎委員。

(河崎委員)

東京では都市再生緊急整備地域外でも拠点のまちづくりが進んでいます、ということなんですけど、前の法定協議会の方でも聞かせてもらったんですけど、大阪において、まちづくりの拠点として、都市再生緊急整備地域「等」、この「等」の意味って何ですかって聞いたんですけど、もう一辺具体的にどういう地域があるのかって教えてもらえますか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：鴨田副首都推進局担当部長)

担当部長鴨田でございます。前回第6回の法定協議会で、担当部局の方から、例えば新大阪と連担するエリアとしまして、十三とか淡路、また、副首都の核になるようなエリアとして、大手前といった地域が挙げられてございました。例といたしまして、これらの地域が今後の国際競争力を高めていくような拠点とか、また、副首都機能に必要な拠点として都市再生緊急整備地域の指定が想定される地域になり得ると考えてございます。

(杉江会長)

河崎委員。

(河崎委員)

ありがとうございます。確認の趣旨なんですけど、前の確認のときは大阪においては、現在または将来の都市再生緊急整備地域に限るみたいな解釈にもなりかねないと思ひまして、一方で東京都は東京都のグランドデザインで示されているという、要は都市再生緊急整備地域外でもやっているということなので、今回維新案として出している、その下にある東京都の状況と出しているこの拠点まちづくりというのが、同じ整理で議論しないとそこは誤解を生じるなという意味で質問させてもらったんですけど。つまりこの拠点というのは、将来にかけて何かいま固定化するような話ではなくて、社会情勢に応じて変動することも十分あり得るわけですから、その時々、広域の立場から必要な拠点整備ができるということが肝の部分だと思うので、そこはしっかり事務分担整理すべきなんじゃないかな、というのが

僕の意見です。以上です。

(杉江会長)

ありがとうございます、ほか。置田委員。

(置田委員)

私の方からもまちづくりの点について質問させていただきます。前回のこの協議会の中でも一度確認させていただいたんですが、特に地区計画の点について、前回まで大阪都市計画局の方から提案があった事務分担の仕分けでいきますと、地区計画についても用途地域は広域なんですけども、地区計画についても広域というような、エリアビジョンからずっと最後の開発許可、建築基準法関係のところ含めて一気通貫で広域という仕分けだったかと思えます。

維新案という形で今回出させていただいているところは、私の理解では現行法令に基づく形で、東京都もそういう形で行っている事務の仕分けということで、地区計画という点でいきますと、専門的な一般型地区計画（制限型）というところについては特別区、再開発等促進区というところについては3ha超か以下で広域か特別区かという形で分けられているというような仕分けになっているかと思えます。

確認させていただきたいのは、やはりそういうふうな分け方になってきますと、3haかどうかというところが、広域から基礎かというところの要は分水嶺という形になってくるわけなんですけども、極端な例で言いますと3ha以下のエリアに区切った形でっていうふうになれば、前回の議論でもそういう議論も出たかと思うんですけども特別区の権限になってと。3haを超えれば超える区域にすれば広域になっているというようなところで、恣意的に地区計画の権限が決められてしまうというような話になってくるというところが気になる、懸念しているところでして。例えばでいきますと、前回から出ている拠点エリアの今4拠点というところに、大手前地区というところ、この資料でも載っていますけれども、こちらはずっと出ていますとおりで、副首都を担う府の合同庁舎の建設とか含めた形での、まさに副首都の中核機能を狙うべき拠点というふうになってくるわけです。

大手前エリア全体でいうと、面積でいうと24.7haなんですけども、本館含め周辺の府有地でいくと3.6haです。さらに本館周辺のエリアに絞るとおそらく3ha下回ってくるようなエリアにもなってくるわけで、極端に言うとそのエリアをぐっと絞る形での地区計画という形になると、そこは特別区が地区計画を担うというようなところにもなってくると思うんですね。

私が聞きたいのは、地区計画のどういう形でこのエリアを、この区域を地区計画として、どういう面積のところで地区計画するのかと、地区計画の内容というのがどういうふうに決まっていくのかなというところをまず確認させていただきたいと思います。事務局答えられるようでしたら答えていただいて。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：鴨田副首都推進局担当部長)

地区計画の決まり方ということで、こちらも一定担当部局からの聞いたところとなってしまうんですけれども、現状区域の面積とかにかかわらず、開発事業者の意向をもとにいたしまして、その周辺道路とかインフラなどの影響範囲について行政と協議を重ねた上で一定の区域におけるルールを地区計画として定めると、都市計画の決定権者が最終的に決定するという仕組みでございます。

特別区が設置された後につきましても、基本的には開発事業者の意向をもとに、区域とか面積とかルールとかにつきまして、都市計画の決定権者と協議を重ねて、最終的には都市計画の決定権者が決めることになるというふうに考えられるということでございます。

(杉江会長)

置田委員。

(置田委員)

もう一つ確認しておきたいんですけど、今、大阪都市計画局の方で、特に4拠点のまちづくりというのは進めていっているわけですけど、エリアビジョンの策定は広域でやる、地区計画は基礎でと、その調整っていうのはどういう形でされているのかっていうところを確認したいと思います。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：鴨田副首都推進局担当部長)

担当部長の鴨田です。現在、大阪都市計画局で取り組んでいます4拠点に関しましては、大阪都市計画局は共同設置部局でございますので、府と大阪市の間で調整が図られており、ご質問のエリアビジョンと地区計画の調整というのは、特段支障は生じていないと聞いてございます。

ただ、4拠点以外のエリアにつきましてはエリアビジョンと地区計画、これはいずれも大阪市で担ってございますのでこちら現状支障は生じていないとそのように理解しています。一方で、今後特別区が設置されました際には広域と基礎での調整を図っていくということが必要になると考えてございます。

(杉江会長)

置田委員。

(置田委員)

今の事務局のご説明でいきますと、現状でいうと共同設置機関である大阪都市計画局においては、特に調整というのは特段の支障は生じていないということでありましたけれども、特別区設置と実際になりますと、広域と基礎で、先ほど説明したように権限が分かれてくるという形になりますので、そこについて調整を図っていく上で支障が出るということも一定懸念されるのかなと思ってはおります。

前回の大阪市計画調整局のご説明の中で出てきた話でありますけれども、都市再生緊急整備地域におけるまちづくりで、東京都の例などによりますと、調整というのはどういう形になっているかという国も入った形で、国と都と、特別区と事業者、こういったプレイヤーが入った形での調整会議が開催されて、そこで調整がされているというようなお話もあったかと思うんですけど、具体的などという仕組みのもとで、調整というのが行われているのかというのをお聞きしたいと思っておりますけれども、もし答えられたらお願いします。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：鴨田副首都推進局担当部長)

担当部長の鴨田です。こちらにつきましては大変申し訳ございませんが、別途担当部局を通じまして、東京都に対し詳しい状況を確認いただいて、ご報告させていただくという形でお願ひできればと存じます。

(杉江会長)

置田委員。

(置田委員)

そこをぜひまた確認して、ご説明いただけたらと思います。

やはりこういう大阪の成長を担う拠点、エリアのまちづくりというのは、一気通貫でやるということが要請としては私は高いのかなと思っております。現状の現行法令ベース、そして東京都で行っているベースでの広域・特別区の役割分担という形で、維新の提案もなされておりますし、私もその提案については全然賛成するものではありませんけれども、やはりずっとこの協議会の中でも議論出ていますとおりで、特にここでいう地区計画に関して、特別区の権限を持った場合の広域と基礎の調整というところ、仮にその意見が割れて調整が必要だといったところの、実際に東京都でやっているような形での大阪府と特別区、協議

して調整を図られるその仕組みというのは、やはりこの維新案をベースにしたときには私は必要になってくる仕組みじゃないかなと思っております。

これはもう権限を一元化してというところで、スピード感を持って一気に通貫で大阪の成長を図っていくというところが、まさに我々がずっと訴えてきている都構想の肝でありますので、そこが二つの権限を持った方が出てきたときの調整の仕組みをどうやっていくか、それはしっかりと仕組みを考えて、私が希望するところは協定書案にもそういった仕組みを盛り込んでいくということもしていくべきじゃないかなと思っておりますので、それは意見として言わせていただきます。以上です。

(杉江会長)

ありがとうございます。何か質問、ご確認、たけち委員お願いします。

(たけち委員)

ありがとうございます。先ほど置田委員の方からありましたようにまちづくりについて、例えば広域の観点から言うと委員のおっしゃられるとおりでございます、一方で基礎の観点からしても、例えば用途地域であれば広域、今振り分けられているというところでございます。

そういったところも含めると、この地域まちづくり、例えばこの下の都市再生緊急整備地域以外のところも含めて、用途地域については広域ということで分類されていますので、本当に置田委員がおっしゃられたように協議というのが大切だと思いますので、何かしらの形で協議をする仕組みを検討していただけたらと思っております。

あわせて、都市再生緊急整備地域内のエリアビジョン等についても、こういった広域という形で議論をさせていただいているところでございますけれども、一方、地域によっては、当然規模によってもそうなんですけれども、特別区長の意向であったりとか、そういったところも一定反映する仕組みも必要ではないかなと思っております。やっぱり地域のニーズも一定汲み上げながらやっていってこそ、大阪の成長をけん引できるというようなところになってくるかと思っておりますので、そういった仕組みを含めて一緒に検討いただけたらと思っております。

先ほどおっしゃられた東京都の場合については、国家戦略特区を活用した形の仕組みで協議をされているということを知っておりますので、そのあたりもまた詳しくお話いただけたらと思っております。引き続き検討を進めていけたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

(杉江会長)

ほか、何かご意見、藤田委員お願いします。

(藤田委員)

このまちづくりのところ、本当に重要なところなので論点尽きないかなと思っております。これはインターネットをご覧の皆様を意識しての発言にはなりますけれども、やはり広域というふうに事務分担されたという、府庁なり府知事なりが唯我独尊的に進めるということではなくて、特別区に分類されたからといって特別区長が広域行政の計画を全く無視して進めるということでもなく、どちらが主としてこの計画を主導していくのかであって、いずれにしても話し合いながら、全体のまちづくりを見ながらというところは変わらないのかなと思っておりまして、今の議論の中で一番重要なのは前回も申し上げましたけれども、これが広域的な成長に資するまちづくりのプロジェクトなのか、それともそうではなくて地域のまちづくりの中のプロジェクトなのかをどこで線引くかということだと思いますので、この図で言うと、そこが一定3 h a 以下、あるいは都市再生緊急整備地域内か外かと、そのような線引きになっていると私は理解しておりますので、広域的な成長に資するとか、首都機能代替に関係するプロジェクトというものは広域で。あるいは地域のまちづくり、この間も申し上げましたけど小学校の廃校跡地とか、仮に区役所が建て替わるとしたらその区役所跡地とか、そういう区画一つの話で済む話であれば地域のまちづくりかなと、そのような意見があってこういうふうな仕分けになっているということを補足させていただきます。以上です。

(杉江会長)

ありがとうございます。ほか、何かご意見、紀田委員。

(紀田委員)

これまでの大阪市と大阪府っていうのは、大阪都市計画局ができる前とか維新ができる前というのは、大阪市内で全部権限を持っている大阪市長と、市域外では権限があるけど、市内ではお話しにくい大阪府っていうので、まちづくりの方針が綱引きだったんですけど、ここでの協議というのはそれとも全然違うと思うんですね。話し合いができなかったかつての大阪じゃなくて、話し合いができるためにそれぞれ主導するような分野というか背景に権限があって、それを持ち寄って協議して決めていくという話だと思うんです。

その意味で、ここに分担案って書いているんですけど、この維新案、一見見たら分かりにくいかなって思わなくてもないところがあるので、そこを確認していくのが、ご覧いただいている市民の皆様にもお分かりいただきやすいんじゃないかなと思うんです。

資料1-1の13ページを見ていただきたいです。拠点まちづくり（新大阪駅周辺、大阪駅周辺、大手前地区、大阪城公園周辺地区など都市緊急再生地域等）で広域、前回協定書のところを見ますともうちょっと細かく、京橋とか森之宮、大阪城東部とか書いているんです。これが大阪全体に関わる拠点となるようなことですよっていう話だと思うんですけども、今まさにここを拠点として、大阪の今後の未来のために大事だということで議論するとこ

ろだと思っんですけども、これ僕ら来年で終わる話ですかっという、こんな話じゃなくて、10年後、30年後、50年後の大阪の行政のスキームっていうのを議論しているじゃないですか。50年後どこがその時の大阪にとって重要になっているかっという、これ予想つきますか。僕はなかなか難しいところもあると思うんです。

例えばですけど、大阪駅周辺って南の方に行ったら北新地の間に大きなビルが建っているじゃないですか。ああいったビルも、もしかしたらここを新しいまちづくりに移転しようみたいな議論が出ているかもしれませんし、なにわ筋線が工事は順調なんですけど費用が大きくなってきますけれども、開通の暁には新今宮のあたりがもっと大阪の未来の拠点じゃないかなと移ってきたりもすると思うんです。平たく申しますと、時代が変われば拠点となるような重要な拠点に変わるんじゃないかなと思うんですけども、知事はその辺りどうお考えですか。

(杉江会長)

吉村委員。

(吉村委員)

変わり得ると思います。これは今どこがどうというだけでなく、将来的においても、我々が予測しないことは当然あり得るし、夢洲だってここまで成長するかというのは数年前までは予想もそこまでできていなかったと思います。万博誘致して、跡地を作ったということになっていましたから、ちょっと前までは。どう使うかっていうぐらいの話の状況でしたから。そういった意味では、今は予測しないけれども、ここは大阪や関西全体の成長にとって必要な拠点というのは、将来起こり得る、出てくると思います。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

市長はどうお考えですか。

(杉江会長)

横山委員。

(横山委員)

非常に貴重なご意見だと思いますし、これからむしろその都心部や拠点地域を広げていくことというのがこの議論で一番重要なところだと思うので、これからの都市再生緊急整備地域というのは当然一定の要件というのがあって、その人口要件や経済要件

を満たしながら拠点を増やしていくというところが非常に重要なというふうに思います。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

やっぱりこういう場合は、引き続き広域がここではやるって書いてあるんですけど、やっぱり広域が主導してまちづくりを進めていくってことなのかなと僕は思うんです。知事と市長はここはどうでしょう。今あるところは広域でやるっていうのが今回の案なんですけど、今後拠点が変わってきたらその拠点もやっぱりそこは広域が責任持ってやるべきじゃないかなって私などは考えるんですけど、知事市長はどうお考えですか。

(杉江会長)

横山委員。

(横山委員)

維新案で先ほどご説明いただいた通り、まず考え方としてまちづくりは小さいというか、地域密着のまちづくりは特別区がしっかり担っていこう。一方で、首都機能をけん引するような拠点や重要なエリアのまちづくりは広域がしっかり主導してやっていこうというその二軸の考え方を持っておくべきだと思います。

その上で手法としては、ややこしい、多岐にわたるといえる、例えば東京都でも都市再生緊急整備地域内で3ha以下のものであっても、それを手法として例えば国家戦略特区を使って、国や広域が主導しているという事例がたくさんありますので、一つの考え方として拠点地域をしっかりと広域がリードする、そしてそれを広げていって広域がリードしつつ地域の声、特別区の声も聞きながらまちづくりをしていくという観点が必要だと思います。東京都モデルを採用しつつ、広域が責任を持ってこの拠点開発ができるような詳細な制度設計について具体的設計が必要ではないかなと考えています。

(吉村委員)

基本的に市長と一緒に、同じです。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

私もそう思うんですよね。この点は分かりにくいような気もするんですけど、この資料を

見ても分からないところだと思いますので、私たちが求める協定書に明記しないとイケないんじゃないかなと思います。これを会長にご意見でお伝えしたいと思います。

(杉江会長)

はい、ご意見うかがっておきます。

(紀田委員)

さらに、さっき置田委員がお話しされた副首都のところなんですけど、これは確かに副首都推進局の回答のように、お互いどちらが地区計画を作るんだっていうのは話し合いをしながら決めていくことになると思うんですけども、この今の副首都、まだ政令出ていませんけども、私たちは大手前が副首都の機能を担うのがふさわしいんじゃないかなと思っているんです。

で、地区計画を作る時に、やっぱり広域が作るのか、特別区が作るのかというのを見ますと、資料1-2の1ページを見ると拠点/地域まちづくりのエリアビジョン、開発調整、都市再生特区は関係するかもしれないですけど、平たく言うとめっちゃ高いビル建てる時に役に立つ制度なので、大手前に大手前ヒルズみたいな高いビル建てる時に出てくるんですけど置いといて、用途地域、ここまで広域って書いていて、地区計画を見ると、3haで分かれているかっていう再開発等促進区と、一般型地区計画（制限型）っていうので分かれていて、一般型地区計画（制限型）だったら特別区、再開発等促進区だったら、置田委員がおっしゃったように、3haより上かどうかで広域か特別区が決まるというふうになっているところなんです。

これ捉え方によりますとね、本館ってご覧になったと思うんですけど、府庁の本館、今年100年迎えまして、大変立派な本館なんですけども、あの本館とその隣の知事公館とかを合わせるとだいたい2.3haぐらいなんです。本館は歴史建造物で大変な価値もあるところなので、あれを建替えるっていうのは僕はおかしくて、あれは保存すべきじゃないかなと思うんですけども、そうすると3haには全然届かないんですよ。老朽化が進んでいる中には別館っていうのがありまして、別館って病院の横に建っているやつなんですけど、あの別館で大体0.7haぐらいです。耐震性低いから使えなくなっちゃった旧議員会館っていうのがあるんですけど、あれで0.2ha、これ全部が3.2haなんです。だから3haを超えるので、これ一体で地区計画を作って府側になっていくべきなのかなと考えることもできますし、個別に別館プラス知事公館とか3ha以下のやつで考えていくというものもあると思うんです。

市長に伺いたいんですけど、副首都地域における地区計画というのは広域がやるべきなのか、それとも今は大阪市になると思うんですけど、仮に特別区が先にいったとした場合、第3特別区ですかね、中央区ですから、第3特別区長が計画を作るべきだと思いますか。

(杉江会長)

横山委員。

(横山委員)

まず、今からご説明する言葉の定義ですか、都市再生緊急整備地域というのは、国が指定して国の競争力を高めていくような地域です。次、今から説明する都市再生特別地区というものがあります。これは指定容積率の上限をプラス 500%から 600%に変えられる、非常により高層化できるというか、まちづくりにおいて非常に魅力的な制度です、これが都市再生特別地区です。

次がいわゆる「再地区」といいまして、再開発等促進区を定める地区計画です。これは容積緩和、プラス 200%から 300%ということで、都市再生特別地区の方がより容積緩和ができるようになります。

ちなみに、今、都市再生特別地区の都市計画業務は広域、つまり大阪府の方が、大阪市が事務委託をされていて今も府が担っています。これについては、一旦、特別区移行後は広域が担っていくということになります。

あとは国家戦略特区ですが、この国家戦略特区というのは、国で広域、府、特別区、そして事業者も一堂に会して一度で決定できる仕組みですので、非常に魅力的で東京都もかなりこれを活用しているというのが現状です。この4つの言葉があるんですが、大手前のご質問です。

まず大手前地区については、今は都市再生緊急整備地域にまだ指定はされていないのですが、これは間違いなく都市再生緊急整備地域の指定を受けるポテンシャルがあります。ですので、我々がまず考えないといけないのは、都市再生緊急整備地域の指定を、府市一体となってまずは進めるべきだと思います。その上で、大規模地権者は大阪府なわけですから、この大阪府は先ほど申し上げた都市再生特別区なのか、ないしは再開発促進地区なのかというところを判断した上で手続きを進めていくということになるのかなと思います。おそらく容積緩和の面ではこの都市再生特別区、プラス容積を 500%から 600%取った方が、当然大きな高層的な建物を作れるわけです。そういう時は広域が権限を持っているわけです。こういう段取りを踏んでいくべきではないかというふうに考えています。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

なるほど。平たく言うと、副首都の地区計画は広域が主導でやっていくべきじゃないかなというふうにお考えだということですね。次に城東区にあります、大阪城東部地域なんです

けれども、あちらにも今すごい大阪公立大学の森之宮キャンパスが建っているんですが、この後も追加のキャンパスですとか、駅をいよいよ作っていったって、にぎわい施設もできることになっているんです。現在あの一円を一体と捉えて、地区計画が「森之宮北地区地区計画」ができていますが、一個でやっていますよね。それから3haを超えていますので、あれは引き続き広域がやるってことになると思うんですけども、少々時期がずれてくると思うんです。と言うのも、あそこのD地区は6.5haあるんですけども、今まさに市の施設、下水処理場が稼働してまして、あちらについてはまだまだ頑張ってもらわないといけませんし、時間がかかると思うんですね、何をするにしても。B地区とかC地区っていうのは3.1haあるんですけども、B地区、C地区それぞれ単体で見たらやっぱり3ha未満になってくるんです。そうなると城東区ですから、第2特別区長が地区計画を作ろうっていうことにここではなるんですけども、今の市長の考えとしては、大阪城東部地域っていうのは、広域が地区計画までやって責任を持つべきなのか、それとも特別区が今後は主体となっていくべきだとお考えですか。

(杉江会長)

横山委員。

(横山委員)

大阪城東部地区についてですが、先ほども紀田委員詳細におっしゃっていただいた12.3haです。この12.3haは、再開発等促進区を含めた地区計画について決定済みのエリアになるので、特別区設置移行後にこの地区計画等変更する場合は、再開発等促進区を定めた地区計画で、かつ面積が3ha以上となるもので、広域が担うことになります。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

広域が担うべきだっていうふうにお考えですかね。広域がやることになるのかというより、この開発は特別区じゃなくて、広域が責任を持ってやるべきだとお考えですか。

(杉江会長)

横山委員。

(横山委員)

広域が僕は担うべきだというふうに考えています。考え方の整理で冒頭申し上げたように、拠点開発は広域がリードして、それが3ha以上だろうが以下だろうが、特別区の意見

も聞きながら広域がリードするというのが理想的ではないかなというふうに思っております。

制度としては東京都モデルを作っていくべきですので、考え方として例えば都市再生緊急整備地域内や、それ以外であっても、例えば副首都機能を担うのに非常に重要な拠点等については、それが3 h a以上であろうが以下であろうが、手法として国家戦略特区という手法があるわけですから、そういったものを用いて関係者揃って迅速に意思決定をしていくというのが重要だと思いますので、例えばこういう迅速に意思決定をしていくエリアはどういったものかというところの整理が重要かと思います。

副首都中枢機能を担っていくにあたって重要なエリア等について、少し例えば事務方で調整していただいて、こういったエリアについては、3 h a以上以下の基本的な線引きはあるものの、例えば国家戦略特区を使って一気に通貫でやっていこうというところを、事前に広域と特別区の間で制度設計をこのうちにビジョンを持っていくということは重要かなというふうに思っています。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

全く同意見です。今日多分調査されてこられたと思うんですけども、たびたび出ている東京でうまくいっているモデルですと、容積比率の、都市計画ワンストップでやつですね。一体型でやって、ワンストップで、民間から見たら地区計画まで作ってくれるっていうやつだと思うんです。

これ、マニュアルって言いますか、内閣府の令和5年度の岩盤規制改革による社会課題解決というやつを見ますとね、東京都の各プロジェクトにおける経済普及効果は約23兆円と、これだけ引き出しているわけですし、大阪もこんな未来ができたらいいなと思うんです。やっぱりモデルとしての東京の運用も含めて東京のやり方っていうのを大阪でもできるようになったら、もっともっと大阪の街のまちづくりも進むと思うんですよね。

ということなんですけど、観点を変えて議論したところがありまして、夢洲なんです。夢洲って40 h aあるんですよね、全部でだいたい。めっちゃでかいじゃないですか。あれだけでかかったら容積率の緩和なんかいらんと思うんですよ。容積率の緩和がいらんとなりますとね、この地区計画は一般型地区計画(制限型)っていう方にいきますので、特別区が地区計画を作しましょうという整理になるんです。そうすると、夢洲の地区計画は第3特別区が策定することになるんですけど、知事に伺いたいんですけど、夢洲のまちづくりっていうのは、やっぱり広域がリードしていくべきだと思いませんか。

(杉江会長)

吉村委員。

(吉村委員)

夢洲のまちづくりは、これはもう広域でしょう。どう見ても広域的なまちづくりに必要なものだというふうに思います。

(紀田委員)

市長にも伺おうと思います。

(杉江会長)

横山委員。

(横山委員)

夢洲もまさに今後の拠点としてもうすでに位置づけているわけですから、まさに首都機能を担っていくにあたって非常に重要な拠点だと思っています。もし、都市再生緊急整備地域で容積の話はありますが、これは IR も国策というか国も一緒に進めてきた事業ですので、国家戦略特区の仕組みを使って広域、府が主導して特別区の意見を聞きながら、パッと意思決定をしっかりと行っていくというところが必要になるかなというふうに思います。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

主導するのは府ですと、ただ実際地区計画を作るっていうのは東京でも特別区が担っていますので、この資料のとおり特別区がやっていくのかなというふうに理解しているんですけど、その理解でいいですか、市長。

(杉江会長)

横山委員。

(横山委員)

そのご理解でいいと思います。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

御堂筋は有名な歌もありますけど、やっぱ大阪のメインストリート中のメインストリートですよ。大阪市の絶大の努力もあって、最近道がめっちゃ広くなって、いつかの市長がおっしゃっていたシャンゼリゼみたいな、あれも夢じゃないような気もしてきているんですけども。メインストリートの御堂筋は地区計画を作るとしたら、やっぱり大阪の実情から言うと広域が主導しリードしつつもさっきの特区制度を適用して、協議を進めてまちづくりしていくというところに落ち着くように思うんですが、市長は御堂筋のまちづくりが、広域がリードするべきか、特別区がリードするべきか、どちらだと思いますか。

(杉江会長)

横山委員。

(横山委員)

多分、答えとしては一緒になると思います。逆に言うと、どこのエリアをしていくかというところを少し整理したほうがいいかなと思います。ちなみに御堂筋は地区計画について、例えば5mセットバックして高いのを建てて、3mセットバックしてまた高いのを建てる等の地区計画についてすでに定めているところですので、この地区計画をどうしていくかというのは、例えば先ほど申し上げた、これは非常に重要な拠点だからと、まずは定めた上で国家戦略特区を活用して、一気通貫のまちづくりをするといったところは十分考えられると思います。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

これが最後にします。両者が協議するというのが、これまでずっと出てきていると思うんです。協議する仕組みっていうのは、法定協議会の結論として、この制度を作って、制度を動かして、まちづくりを進めていく上で極めて重要だと思います。協議が整わないと、その先に進みにくくなりますので、大変重要ですので、協議できる仕組みということについては、可能な範囲で、私たちの意思ですよ、どんな大阪を望んでいたのかという意味は、協定書に反映していただきたいと思います。その点については会長にお願いいたします。

まちづくりを進めていく上で、広域がやることっていうのが、やっぱりこの後もいっぱい続くと思うんです。前回の法定協議会の議論で、大阪市のまちづくりを担っていただいた方々っていうのが、かなりたくさん、半分ぐらいですかね、広域の方に移られるということなんです、そうしていただくとこれまで市職員としてまちづくりのノウハウっていうのをずっと貯めてこられた、そのノウハウというのも新しい広域で生かしていただきたいと

思うんです。特に都構想が実現した後、広域に移られた際には、ぜひ活躍していただきたいと思うんです。それこそ御堂筋とか夢洲とか、城東区とか、今まで議論してきたところのまちづくりにも関わっていただいた経験を、引き続き都でも活躍していただきたいと思うんです。大阪に来ていただくと、副首都・大阪っていう大事業がありますし、府市一体の職員が誕生するわけですから、何と言いますかね、新しい広域自治体において、非常に活躍の場が広がるんじゃないかなとも思うんです。

まだ議論早尚かかもしれませんが、市出身の職員の皆さんが、新しい大阪都で十分な仕事をできるだけポジションというのを数多く確保していただいて、別に分けるわけではないんですけども、大阪のまちづくりを先導していける、主導していけるような組織っていうのを広域で作っていかないといけないんじゃないかなと思います。

今、府には都市整備部ってあるんですけど、これに加えて今ある大阪都市計画局の後身的な組織、府の場合は部になるんですけど、大阪都市計画部といった、府市一体で進めてきた、大阪全体の拠点づくりを主任務にするような新組織っていうのも必要じゃないかなと、特に大阪市から移られた職員の皆さんが実力を発揮できる組織として。

大阪府には副知事3人いるんですけども、副首都になるんでしたら東京のように4人目の副知事っていうのも必要になるんじゃないかなと私は個人的に思います。その4人目の副知事というのは大阪市出身で、特にまちづくりに長けたような方がついてほしいなって個人的には思います。私からは以上です。

(杉江会長)

ありがとうございます。横山委員

(横山委員)

ありがとうございます。今、紀田委員が締めくくっていただきましたけど、まちづくりはやっぱり首都機能を担うにあたって、都市再生緊急整備地域をしっかりと広げていって、まちづくりをやっていく。その都市再生緊急整備地域、例えば内はさっき私が申し上げた都市再生特別地区、容積緩和がプラス500%から600%使えるので、基本的なまちづくりはこの都市再生特別地区がおそらく3ha以下でも担っていくことになると思います。その場合は広域が担っていくことになりましたが、もし再開発促進地区の3ha以下であっても、例えばそれが首都機能を担っていくにあたって、副首都の中核機能を担うようなものであったり、ないしは、例えば2以上の特別区にまたがるようなものであったり、ある程度の基準を決めて、それは国家戦略特区を使って、国・府・市、もうそれは広域が入って、一気通貫でまとめていこうというのをルール化すればいいんじゃないかなと思います。

当然、ルール化に当たっては、こういったプロジェクトやこういったエリアを対象とするかという検討が必要ですので、ここにおいては会長が引き取っていただいて、ぜひ事務方一つ考えていただきたいと思いますし、たけち委員からもありましたがその用途地域につ

いても、逆に言うと特別区の意見が反映されるような仕組みというのをも併せて考えられるといいのかなと思いますので、会長にお取り計らいいただけたらと思います。

(杉江会長)

ありがとうございます。ほか、よろしいですか。

「まちづくり」、東京都の事務分担をベースとしていくんですけども、運用面でも東京都と合わせていくというようなことがありました。

今、横山委員からもご発言あったように、いろいろ今日確認事項もありましたし、成長のところ、そして地域のところ、しっかり協議して進めていくことが非常に大切なところじゃないかなと思いますので、今日維新案を提案していただいて、皆さんおっしゃっていることはいろいろ質問、ご確認ありましたけども、いい仕組みを作らないといけないということは皆さん共通しているところだと思うんです。

だからもう少し丁寧に議論をした方がいいかなと思いますので、「まちづくり」に関しては、今日これで決めてしまうのではなく、市民の皆さんとかにわかりやすくご理解いただくということも大切かなと思いますので、引き続き協議という形にさせていただきたいと思いますけれども。東委員、お願いします。

(東委員)

これは事務の仕分けの話ですから、手続きをどう進めるんだという話と、政治的にどう思うのかという話、これは完全に分けてほしいというふうに思います。ですから、その後の体制の例えば議会選任がいる副知事の話どうこう、これは適切ではないと正直思いました。

ですから例えば今、知事、市長、両首長がどこが拠点にふさわしいかと思うかというの、これも事務ではなくてあくまで政治の色も入ったお話です。ただし、副首都を目指す以上今の大阪には必要な話ですから、それを拠点づくりが、どのような事務分担が適当であるかというところに話をとどめるべきであって、それをまた実施できる、先ほど紀田委員がおっしゃったような体制についてこれは大事です。ですから、何回も言いますが、副首都にふさわしい大阪のための拠点づくりに、今、大手前の話が出ていますが、それは私は当然必要だと思っています。でも、その必要だということをどの手続きに乗せてやっていくかという確認にとどめるべきであってほしいなというふうに思いました。

(杉江会長)

ありがとうございます。あくまでここは事務分担をどうするかって話なんで、そこは次回最終確認をして固めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そしたら続いて「市立駐車場の管理運営」について協議をしたいと思います。こちらについては担当部局が来ていただいていますので事前に資料の提出がありました。担当部局から資料の説明をお願いいたします。

(山向大阪市建設局長)

大阪市建設局長山向でございます。よろしくお願いします。

資料5をご覧くださいと思います。市立駐車場でございますが、市内に21か所ございまして、概要のところに書いておりますとおり、もともと「大阪市駐車基本計画」というのを平成3年に立てまして、当時の違法駐車であるとか、交通渋滞、交通事故の解消を目指したというものでございまして、駐車対策の一環としてその基本計画の中で公民合わせて7,000台分を作ると。うち公的駐車場については3,500台ということを定めまして、それに基づいて条例で21箇所の市立駐車場を作ったと。地上が5箇所で、地下駐車場が14箇所で、バス駐車場が2箇所ということで、合計21箇所で、大半が地下になっておるということでございます。こちらについては、今、指定管理者制度で、民間の方で日常の運営をいただいているんですが、これにつきましてはある程度やはり収支の均衡を取らないと民間事業者もなかなか手を挙げていただきにくいというところでございますので、我々の方では、今、21箇所を5区分に分けて、そちらで収支の均衡を一定図りながらやっているというのが次のページでございます。

2ページご覧ください。AからEまで5区分で分けてやっておりまして、それぞれを一定の収支均衡を図った上でというふうに考えてございまして、冒頭説明もございましたが主にこの駐車場、やはり繁華街に偏在しているというところが一つの特徴としてあろうかなと思います。

次のページが、仮にということでこの市立駐車場21か所、仮に基礎の業務として分担した場合はどういうふうな形の収支になるかということを試算してみたものですが、左から2列目のところ4区制というのが、この協議会でもお示しいただいています4区に分かれた場合、区割りが4区に分かれた場合、上から第1区、第2区、第3区、第4区ということにしておりまして、それぞれに今含まれています駐車場をその次の列に書いてございます。ですので、第1区には十三駐車場から新大阪駅南第2駐車場までこの4か所。第2区には3か所、第3区がかなり多くなるんですが、12か所の駐車場が含まれます。第4区は2か所というふうになっておりまして、一番下の長居公園だけは、今、指定管理者といいますか、我々、公園の中の管理運営と一体的に管理をしております。

そういうふうな分けになった場合に、右から2列目をご覧くださいんですけども、収支がどうなるかというところでございます。かなりやはりばらつきが出てくるということでございまして、一番多いのが第3区の約11.1億ということになっています。一番下の第4区については0.5億ということになりまして、かなりここでやはり偏在が大きくなってこようかなというふうに考えてございます。

4ページに結論と言いますか、我々の今の考え方をお示ししております。まず、市立駐車場につきましては先ほどの収入を、今、もともと道路公社解散に伴う第三セクター等改革推進債の償還にも充ててございます。これは今順調に進んでおりまして、令和10年には一応

完了という予定にしておりますが、その以降やはり大規模な地下駐車場の老朽化に伴う改修、そういったものに一定の費用がかかってくるということで、今の我々の方で、そういう経営の戦略の見直しの作業なんかもさせていただいているんですが、令和10年以降、第三セクター等改革推進債の償還は終わりますがそれを基金に積み立てて、来たるべき大規模修繕に充てていくというふうな予定としております。

今回、結論としましてはこの資料では、一応広域に仕分けがベターではないかと、ということその3つの観点で示してございますが、一つは先ほど言いましたように、各区で収支がかなり不均衡になるということで財源調整という手段も出てまいろうかと思うんですが、一定やはり民間がそういうふうな形で管理運営する上では不均衡を一つ是正すべきではないかということで、ここは基礎の場合はこういう問題が生じる。

2点目は、最終的に大規模改修とか設備も含めてですけども、技術職員が一定数必要となつてまいります、これも特別区のそれぞれ4区で管理すると、そういうところがマンパワーが若干不足する懸念が出てくるということでございます。

3点目に書かせていただいていますのは、1点目、2点目のような、安定的に駐車場経営、運営するということではないんですが、都心部にたくさんある地下の施設を有効に今後活用していくという視点では、駐車場以外の機能として活用するということも一定今後の検討課題としては出てまいろうかなと。

例えば、東京では、東京都の八重洲駐車場におきましては有事の際の地下シェルターにこの地下駐車場を活用するという計画を進めておられます。あと1か所、東京メトロの麻布十番駅もそういう検討を東京の方ではされているということでございますので、我々の観点としましては、駐車場そのものを安定的に経営するという観点に加えて、今後はやはりそういう他の目的に関して、地下の駐車場、有効な資源を副首都としての担うべき機能をそこで担うということも十分今後の検討課題としては出てくるであろうというふうに捉えていまして、トータルこういう観点から広域への仕分けがベターではないかという形でまとめさせていただいたものでございます。よろしくお願いします。

(美馬大阪府都市整備部長)

続きまして、大阪府都市整備部長の美馬と申します。資料6をご覧ください。

私ども大阪府都市整備部は交通政策を持っているところで、今回、府として駐車場施策の考え方を少しこの資料でご説明をさせていただきます。

まず1ページで、府営駐車場整備の背景ということで書かせていただきます。これにつきましては、平成の初期ぐらいまでは車社会の進展に伴いまして、自動車の需要、自動車を持つ方が非常に多く増えた一方、駐車場、特に民間の駐車場の整備がそれに全然追いついてなくて路上駐車が深刻な状態にあつて、交通として課題が非常に発生するというような状況でございました。

下の図をご覧ください。左側が自動車保有台数で、平成10年頃までは右肩上がりにずっ

と上がって、その後は横ばいになっているという状況です。右側が路上駐車の実態ということで、警察の方の調査で瞬間路上駐車台数です。平成5年度にやったやつで大阪府全体で29万4,000台もの路上駐車があつて、その8割が違法駐車ということで、この違法駐車が交通の安全とか交通がスムーズに流れなかったり、違法駐車の間から子どもが出て非常に危ない状況になったりという課題が当時社会的に問題だったということです。

2ページをご覧ください。そういう状況を踏まえまして、大阪府は平成6年に「大阪府駐車場整備マスタープラン」というのを策定いたしまして、交通機能の円滑化、駐車需要等に対処する駐車場の整備の実施ということをやっております。少しマスタープランの概要を下に書いていますけども、背景としましては先ほど言いましたように、車がたくさん増えたんだけど、駐車場が間に合っていないという中、交通渋滞が増加したり交通事故が増加、それだけじゃなくて、居住環境の悪化とか中心市街地の活力の低下ということが発生して、違法路上駐車が大きな障害になっていたということの背景をもとに、21世紀初頭に市街地における違法駐車を概ね解消することを目的に様々な検討をしています。

目標を設定してまして、2005年（平成17年）と長期では2015年（平成27年）にそれぞれ4万6,000台、5万5,000台という目標を設定して、整備を官民で進めようということで考えています。公民の役割分担のところで、特に民間、駐車場の需要の発生原因者は、基本的にはその駐車場の整備をしていただくという考えのもと、進めてございます。今、ほとんどのところが、民間駐車場の附置義務条例でしっかり駐車場を設置して進めていただいているというところでございます。

1枚めくって3ページをご覧ください。その後、駐車場がどうなったかという状況でございます。左下が駐車場の台数で、例えば平成27年からここ10年ぐらいで、赤が大阪府全体で約10万台ぐらい駐車場が増えてきているということでもあります。で、右側、路上駐車の数も平成6年から20年ぐらいで当初30万台ぐらいあったのが10分の1ぐらいまで減ったということで、我々としてはマスタープランの目標は達成できたということで、駐車場整備の広域行政体としての役割は終了したというふうに認識してございます。その認識のもと、大阪府が運営しておりました府営駐車場3箇所につきましても、全て廃止したという状況でございます。

4ページをご覧ください。ここまで少し状況をご説明いたしましたけども、大きなトレンドとしましては、やっぱり昭和50年、60年、平成初期に車が非常に増えているのに駐車場が全然追いついていないという状況に比べますと、やっぱり民間の駐車場が非常に充実してきているという状況で、駐車場としてはやはり官から民へ主軸が十分に移っていると考えています。一方、大阪府の財政改革プランの基本的な考えが下に書いていますけれども、市町村の役割でいうとニア・イズ・ベターで、住民に身近なところは市町村、民間としての役割では、民間ができることは民間に委ねるといったことを考えてございまして、駐車場整備については、基本的には民間に委ねるということで私どもは考えております。それでも、当然地域として路上駐車等の課題、様々な課題があろうと思います。こういうことにつつまし

ては、地域の民間の駐車場も含めた駐車場事情に詳しい住民に身近な基礎が対応する方が合理的ではないかと思っております。

残り 5 ページ、6 ページは少し大阪市内に絞ってデータを整理してございます。

5 ページの左側は大阪市内の自動車交通量ということで、平成 6 年度から令和 3 年度まで、大体この間で 20% ぐらい自動車交通が少し減っているという状況です。それも含めて渋滞状況というので、市内の交通につきましては平成 16 年度から令和 6 年度でかなりの渋滞が解消されてきております。これらの駐車場対策及び大阪市のそれぞれ道路施策が非常に効果を発揮していると考えています。

6 ページをご覧ください。6 ページは、民間の駐車場の台数がどうなっているかということで、この赤が附置義務条例によって設置されている駐車場で、この 20 年でこれだけでも 10 万台ぐらいの駐車場が民間で設置されているということになります。右側が駐車違反の取締件数ということで、平成 23 年度から令和 5 年度までで大体 4 分の 1 ぐらいまで駐車違反が減っているということで、今までの施策の効果が十分出ているのかなというふうに思います。データについて説明は以上です。

私ども先ほど説明しましたように、昭和の終わりから平成にかけて車だけが増えて、駐車場が増えていないという状況で、ある意味言うと少しやむなく行政がそこをカバーしていないと成り立っていかないという状況の中、私ども大阪府がマスタープラン作りしましたし、大阪市は駐車場の基本計画を作って駐車場対策を進めてきているという状況ですけども、現時点においては民間の駐車場がかなり充実している中で、民にできることは民になるべく任せていくというのが私どもの考えでございます。私からは以上でございます。

(杉江会長)

ご説明ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんからご意見やご確認がありましたら、お願いいたします。東委員お願いします。

(東委員)

ありがとうございます。大阪府都市整備部にお聞きしたいんですけども、過去、大阪市の説明にあったように、道路公社を解散する段階でも、いわゆる駐車ニーズに対しての考え方というのは大阪市内でも一定整理してきました。今おっしゃるように、「民でできることは民や」というお話の流れでいきますと、今、維新案では、駐車場は広域でお願いするということになっていますけれども、そもそも今の大阪市内も公で管理する必要があるということをおっしゃっているんでしょうか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(浅井大阪府都市整備部技監)

大阪府都市整備部技監の浅井でございます。我々先ほど部長がご説明しましたのは、基本的に大阪府の駐車場施策としては、民間の駐車場が一定充足をしてきているという中で、民にできることは民にお任せしようと。ただ、先ほど委員がおっしゃった市内の駐車需要がどうであるか、あるいは当初設立したときの、路上駐車状況でありますとか、渋滞の状況、こういったものは少し検証しないと何とも言えないかなと思っております。

(杉江会長)

東委員。

(東委員)

であれば、今まで市内の市立駐車場についての需要等々について、府としてデータも含めて分析しかねると、こういうお立場やということでもいいんですか。

(杉江会長)

事務局。

(浅井大阪府都市整備部技監)

資料6の6ページで私ども大きなトレンドとしては、民間駐車場あるいは条例に基づく駐車場が増加してきているということは掴んでおります。ただ、それぞれの駐車場における、その利用者の権益であるとか、そういったところについては私どものデータを持っておりませんので、そういったところの分析は必要かなというふうに思います。

(杉江会長)

東委員。

(東委員)

ありがとうございます。そしたらそういうデータはぜひ大阪市と共有は必要だと思いました。以上です。

(杉江会長)

ほか、何かありますでしょうか。徳村委員。

(徳村委員)

ご説明ありがとうございます。大阪市建設局の資料5の4ページの3点、結局、財政調整

で調整が必要となるから一元管理にすべき、分かりますね。3点目の有事の際のシェルター等機能、この意味合いもよく理解できます。もし何かあったときに、市域においては、やはり大阪府の危機管理セクションが全体の誘導避難確保計画とかを練る上で、駐車場の広さ等も勘案して、このような形で計画も練りやすいんじゃないかなということまでは理解できます。例えば、大規模改修時において技術職員が必要という点、この点について逆に大阪府都市整備部にお伺いしたいんですけども、こういった時はお預かりするにおいてどうかということところで、見立てというのをお聞かせいただけますでしょうか。

(杉江会長)

事務局をお願いします。

(浅井大阪府都市整備部技監)

大阪府都市整備部技監の浅井です。それぞれ個別の駐車場のオペレーションがどうなっているかということのを少し見させていただかないと何とも言えないかなというのは、まずそういう印象です。ただ、特別区が4区に分かれたといった時に、70万人規模の市で地下駐車場のオペレーションができないのかということに関しましては、高松市でありますとかそういう中核市であっても、一定地下駐車場のオペレーションはされていますので、特別区になったらオペレーションができないのかというようなことは少し考えにくいかなと。ただ個別に少し因数分解して見てみないと、何とも言えないかなというふうに思います。以上です。

(杉江会長)

徳村委員。

(徳村委員)

今、この市からの、例えば仕分けの結論と、府の今の受けての齟齬があるような感じがあるので、もうちょっと詰めてもらうというか、話し合わなアカンのかなと思うんですけど、今のところで広域っていうのをがばっと決めてしまってもいいのかなという懸念があるような気が私はするんですけど。

(杉江会長)

いかがですか、紀田委員どうぞ。

(紀田委員)

先ほど東委員がおっしゃっていた点で、大阪市の方ですと例えば交通政策上の必要性ですとか、道路公社の時に一定整理されて、例えばこの駐車場はいるとかいらないとか、いら

なかったら民間に売却するとか、あるいは大阪府が茨木市でやったように廃止するみたいな、そういった今後のあり方みたいな検討というのはその時にされていたんですか。

(杉江会長)

事務局行けますか。

(山向大阪市建設局長)

大阪市建設局長山向でございます。道路公社の解散の際は、どのようなスキームでということとは検討しましたが、いわゆる今おっしゃっていただいた存廃、ここの駐車場もなくすべきなのではないかとか、民間に売却するというところは、当時はすいません、十分なまだ議論はされておらなかったのではないかと記憶してございます。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

分かりました。やっぱ大阪府はもう民間に任せて行政がやる必要はないって判断をしているようですので、多分市内の状況は全然府は把握できていませんから、そこはやらないといけないんじゃないかなと私は感じました。あともう一点伺いたいところがあるんですけども、こちら 21 箇所を見ますと、昭和 48 年とか昭和 41 年に使用開始年度になっている駐車場があるんですけども、やっぱりお書きになっているように大規模な改修、補修っていうのが近い将来発生するような気がするんです。一方で、いま第三セクター等改革推進債の償還に充てられているということなんですが、マンションとか将来必ず大規模修繕が必要なやつが出ていくじゃないですか。大阪市立駐車場における、必ず来ると想定されると思う大規模修繕用の積み立てとかっていうのはされているんですか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(吉田大阪市建設局企画部長)

大阪市建設企画部長吉田でございます。今現在、先ほど資料でもございましたが、市立駐車場につきましては、収益分は全て第三セクター等改革推進債の償還に充てている状況でございます、こちらが令和 10 年度に完了する予定でございます、それ以降では収益分が、プラス分が出てきますので、その分については単年度で必要な維持修繕に充ててまいります、それが残った分につきましては順次基金に積み上げて、来たるべき修繕に備えたいというふうな形で進めているところでございます。

(杉江会長)

はい、紀田委員。

(紀田委員)

そうなりますと、大規模修繕が到来する時期において個別の駐車場を見たときに大規模修正が必要だとか、撤去するとか、大きな費用がかかる段階で積立が見合っている、平たく言うと長期的に見た収支の見通しというのは計算されているのでしょうか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(山向大阪市建設局長)

大阪市建設局長山向でございます。今、委員おっしゃったところが非常に大事でございますので、我々もともと市立駐車場の経営戦略というのを立てておりまして、今の計画ですと令和3年から10年間、その中間年ですので、今見直しの作業をしておりますけれども、その中でも今後概ね令和30年度くらいの中期を見据えて、どの時期にどの程度の改修が出てくるか、ただ単にそれを積み上げると一時期に重なってくることが想定されますので、そこをどう平準化するかというところを含めて、今内部で検討を進めているところでございます。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

わかりました。そのあたりの数字も出てこない、議論というのはあるところかなと思うんですが。意見なんですけども、前回の維新案では基礎でまとめて、今回全部広域に出ているんですが、前回基礎って全部出るときに、長居公園とか大規模公園を広域で引き受けするのに、その長居公園に来る人が主に使われるだろう長居公園地下駐車場を基礎で持たれて、一体運営で運営されているのが、別れるのっていうのは厳しいんじゃないのかなとか、バスの駐車場って主にインバウンドの皆様がお使いになっているところで、観光政策は特別区もおやりになる点も残ると思うんですけども、原則として広域が責任を持ってやらないといけないことだと思いますので、広域でないとおかしいんじゃないかなと感じておりました。

その意味でこれらの広域っていうのは、そもそもあるべきところに収まったかなと個人的には思っています。一方で、全部一括で広域で見ると、特別区の施設のそばの駐車場とか

も紛れ込んでいないですか。例えば、靉公園は特別区で管理が続くと思うんですけど、靉公園の地下の駐車場だけを広域で持って行って、公園のマネジメント上、支障が出るような気がせんでもないです。もう少し細かく言っていけないといけないところじゃないのかなと思いますので、意見としては広域と基礎、両方っていうのが事務分担の結論としてはいいように私は感じました。以上です。

(杉江会長)

藤田委員。

(藤田委員)

はい。私も紀田委員と同じで、やっぱり駐車場っていうのは広域的な要素が強いのかなと思っておりまして、基本的には広域かなと思っております。その中で、先ほど意見があった靉公園とかの駐車場は基礎でもいいんじゃないかっていうのは、確かに概念的にはそうかなという気はするんですけども、一方で、じゃあ例えば靉公園の駐車場だけが特別区に残った場合、そこの維持管理とかあるいは発注の仕様書を書いたりだとかっていう、職員のノウハウというのは、靉公園の地下の駐車場だけのためにそれだけの専門職職員を確保できるかなというところと厳しいのかなと思っていて、この考え方のところにも書いていますけれども、修繕において技術職員が必要というところも含めて、どちらかに整理した方が効率よく維持管理運営できるんじゃないのかなというのは意見として思っております。以上です。

(杉江会長)

東委員。

(東委員)

管理手法として、いわゆる民間に指定管理なりでやっていますんで、やはりそこでまた管理主体が特別区と広域とでバラバラになりますと、その発注業務の中で今度また非効率が起きてきますから、だから紀田委員おっしゃる通り必ずどっかに歪みが出ると言ったら変な言い方ですけど、それを言い出すと決まらないんじゃないかなというふうに思うので。だから歪みの部分とメリットの部分の強弱で考えたときに、まずは一旦というお話を前提として、それを今度これからマネジメントしていくにあたっては、やはりその細かいデータ、今後の見通しというのは当然共有をしていただいて、これからの例えば指定管理業務の発注者として、いろいろ適正にご判断いただくと、こういう流れがいいのかなと思います。

(杉江会長)

置田委員。

(置田委員)

この駐車場の件についての私の意見なんですけれども、大阪府の方は特にそうなんですけれども、そもそも公でこの駐車場を持つべきかというところの議論がまずあるのかなと。市の方でそここのところは多分実態も照らして、市でも市の役割が終わったってところの状況かどうかというところの判断は、直ちにできるような状況ではないと思うんですけど。やっぱり私思うのはこの法定協議会の中でやってきた事務分担の議論っていうのは、やっぱり広域で持つべきふさわしい業務なのか、基礎で持つべきふさわしい業務なのかっていう、その役割分担論の本質が遡って深い議論をした上でそれが理想のあるべき姿で、それに対して実態がいろいろ不都合があるよっていうところで調整はあるんでしょうけど、そもそも役割分担論っていうのがまずはあつての議論だと思うんですけど。府の方で、そもそも公で持つべきかどうかという議論がある中で、広域で持つべきかというその役割分担論の本質的なところが、すっぱり抜けているように私は感じています。

資料5の4ページのところで書いてある、結局その広域に仕分けるべきという理屈の①が各区で収支格差が生じる、②が大規模修繕による技術職員が必要というところで、結局今まで大阪市単体でやっているのを4つに分けた時の収支差が生じる、技術職員が確保できなくなるっていう、そういう弊害が書いてあるだけであって必ず広域にふさわしい業務だという理屈がないように思うんですよ。

私が素朴に思うのは、これそしたら4特別区で、一部事務組合っていうのは知らないですけど、共同設置、共同管理したら済む話なんじゃないかなと思いますし、前回協定書で基礎としたときに、じゃあこういう問題を生じたわけですけど、そこについてはどういうふうクリアしようという議論になっていたのかなというところをお聞きしたいんですけども。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(山向大阪市建設局長)

大阪市建設局山向でございます。おっしゃるように、もともと今後の大規模修繕であるとか、それをどうクリアするかということと、分割された時の職員の問題というのは、純粹に分けてしまうと確かに不均衡が生じたり人数が足らなかったりということなんですけど、委員おっしゃるように、共同化してやるというのは一つの手法かなと思います。

ここはもう法律の問題だと思いますので、どういう形でやるかっていうことは議論すればいいと思うんですけど、今後の駐車場問題を考える上では、先ほど大阪府都市整備部からもありましたように、当時のように駐車場を作れ作れという時代はおそらく今後は来ないであろうと。ですので、どこまでをちゃんと行政として管理すべき駐車場として、どういうふうに経営を安定的にやっていくかというのが一つの話と、もう一つは、先ほど言いましたよ

うに、地下に大きなものがあつた時にこれからは駐車場単体としてそれを見るのか、そこを何か副首都の中で活用できる手段として先ほどシェルターという話をさせていただきましたけれども、そういう複合化した目的を何かそこに持たせるというのは、今後やはり大きな考え方の中に出てくる問題であろうというふうに思います。

ただ安定的に経営するという観点と、それを他の用途に使うというのは、ある意味トレードオフの関係にもなりますので、ここは慎重にそれぞれの区分を考えなければいけないんですけども、我々の考え方としては、そこは一体的に経営を安定させるという目的と、その地下空間をいろんな活用を考えるという上では、やはりこれは一体不可分なものであって、全体としてトータルマネジメントがふさわしいのではないかというふうな形で今日お示しさせていただいたのがこの案でございます。以上です。

(杉江会長)

置田委員。

(置田委員)

今のお話でいっても、一部事務組合じゃないかどうかそれは分からないんですけど、共同設置のような形は取れるという理解でよろしいでしょうか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(山向大阪市建設局長)

制度として当然何も否定するものではございませんので、そこは選択肢としては出てまいろうかなと思います。

(杉江会長)

ほか、よろしいですか。

そうしたら、「市立駐車場の管理運営」については、維新案では広域となっているんですけども、先ほど確認もあつたように今の時点でデータの共有とかされてないというところもあつて、個々に分けていくと話がまとまらなくなります。で、事務分担なんで、広域にするか基礎にするかっていうのは一定決めないといけないと思っています。ただ、ちょっと今、仮に広域に持っていくとなっても、広域側が全くデータを持ってないで、どの駐車場がどういう状況かというのも十分に把握されてないということなんで、もう少し事務方の方でも広域に基本的には事務として持っていくのかどうかというところをもう一度整理していただいて、「まちづくり」と一緒に次回最終判断を。その時点ではもう広域なのか、基礎なのかっていうところは決めたいと思います。時間がそんなに十分にあるわけではない中での

議論なので、今後いろいろ詳細な精査をしていく中で、変化っていうのはこの駐車場について出てくるかもしれませんが、一旦この事務分担としては広域にするのか基礎にするのかっていうことを引き続き協議をして、次回最終判断という形でいきたいと思いますけども、これでよろしいでしょうか。東委員お願いします。

(東委員)

それで結構です。この間の法定協議会の中で当初区数が決まるまでの間、24 区案までもちろん議論していましたから、委員方にも、そういうご主張なのかなと思われる節の方もおられましたけれども、24 区では今ありませんけれども、それを実現しようと思ったときに相当な事務ボリュームが広域に行ったと思いますんでね。今、だから4区で共同設置で担えるじゃないかとかいう議論とか、本来業務がどうこうっていうところを強くおっしゃりますけれども、もともとのその区数検討のときに、区数と事務分担というのは密接に関係あるのかなと。今後、特別区が果たしていかなければいけない、ニア・イズ・ベターというところの中で、本当にそれを実現できる権限であったり、財源であったり、それプラスやっぱりそこに持続性といいますか、そういうことも広域行政の立場からもお考えをいただきたいなというふうに切実に思っています。繰り返しになりますけど、24 区で、もし区数が決まった時にとてもじゃないですけどこういう事業はできませんからね。だからその持続性、永続性というところを広域行政として、特別区が配下の自治体ではありませんから、役割を分担する中で共に共存していく、住民のために尽くしていく、そのためにどうあるべきかというあるべき論で議論していただけたらなというふうに思います。

(杉江会長)

ありがとうございます。そしたら「市立駐車場の管理運営」については引き続き協議というところでお願いをいたします。

続きまして、「小中学校教員の任免、研修」について協議したいと思います。部局の入れ替えを行いますので、少しお待ちください。

それでは、担当部局から事前に資料の提出がありましたので、担当部局から資料の説明をお願いいたします。

(多田大阪市教育局委員会事務局教育長)

大阪市教育局委員会教育長の多田でございます。よろしくお願いします。

それでは資料の7に基づきまして、教員の人事給与制度についてご説明申し上げます。

まず、教員の人事給与制度がなぜ重要なのかという点について、少し触れさせていただきたいと思います。

恐縮ですけれども、資料の3ページの下段の方をご覧いただきたいと思います。左側の方にサークルのような形にしておりますが教員の人事給与制度につきましては、直接的には

市民サービスに当たるものではございませんが、どのような人事給与制度を構築するかは教員の人材確保及び人材育成に直結するものであると私どもは考えております。子どもの健やかな成長に向けまして、変化・多様化する教育課題に的確に対応した施策を検討・実施をして、学校教育の質の向上に取り組んでいるというところでございました。

個別の施策を実施していくためには、環境整備、具体的には資料の右側になりますが、権限、財源（予算）、体制が必要となると考えます。申し上げるまでもなく、学校教育を担うのは、子どもたちと直接触れ合う、向き合う教員であるということでもございまして、そのような意味で優秀な教員を安定的に確保していくことが大変重要であると考えているところでございます。

恐れ入りますが、1 ページにお戻りいただきたいと思います。人材の確保という点では、大阪市役所の例えば一般行政職員がそうでありますように、任用する自治体が人事給与制度を一体的に整備しまして、人材の確保に努めているのが原則でございます。一方で、公立小中学校の教員については左側のイメージ図にありますように、県費負担教職員制度のもとで、都道府県教育委員会が市町村立学校の教員の人事給与に関する権限財源を一体的に有しておりまして、東京都の特別区においても同様でございます。右側の方には現状を具体的にお示ししております。

また、次に2 ページをご覧くださいと思います。左側のイメージ図にございますように、指定都市の教員につきましても、以前は道府県教育委員会が教員の給与に関する権限・財源を有し、人事権だけは特例的に指定市が担っておりました。人事と給与のねじれというふうにも呼ばれておりました。それを右側の四角囲みにございますような課題がありましたことから、当時国に法改正を求めてまいりまして、平成29年に給与に関する権限と財源がセットで道府県から指定都市に移譲されたという経過がございます。

続いて、資料の3 ページをご覧くださいと思います。本市におきましては、与えられた権限・財源を有効に活用いたしまして、「日本一の子育て・教育サービス」の実現を目指して取組を進めてまいりました。

人事給与制度につきましては、平成31年度から初任給を指定市で一番高い水準に引き上げますとともに、令和6年度からは本務教員による欠員補充制度を導入しまして、特別専科教諭の配置を行っているところでございます。

続いて4 ページをご覧くださいと思います。教員採用テストの受験者数の減少傾向についてここでお示しをしておりますが、本市だけではなくこれは全国的な課題でもございまして、教員確保に関する状況は非常に厳しい状況でございます。

続いて5 ページでございます。特別区移行後の事務分担に関するパターンとしまして一つ目をお示ししておりまして、資料の上段にございますように東京都の特別区ベースになりますと、広域が人事給与に関する権限を一体的に有することとなりますが、これは県費負担教職員制度に則ったものでございますことから、東京都特別区を含む一般市町村と同等の水準で人材を確保することができます。そちらに記載のメリットがございます。

一方で、現在、本市が実施しておりますような、本務教員を活用した柔軟な教員配置や、初任給の引き上げといったような特別区独自の給与制度は構築できなくなるという影響がございます。

同じ5ページの下段の方でございますが、特別区移行後の事務分担に関する二つ目のパターンとして整理をいたしております。今申し上げましたような影響を抑えるために、市町村立学校の学校職員給与負担法等の関係法、改正をいたしまして、特別区に人事給与に関する権限を一体的に移譲する方法がございます。ただし、大阪府内におきましてこの場合では、7つの団体、すなわち大阪府、堺市、豊能地区、それから4つの特別区というようなことで、7つの団体が採用試験を実施することになりますために、それぞれ十分な受験者数を確保できないようなことや、あるいは特別区の間で人事配置の不均衡が生じるおそれが考えられます。一部事務組合や協議会を設置して共同処理を行うことにより、これらについては対応する必要があると考えております。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思います。特別区移行後の事務分担に関する三つ目のパターンといたしましては、府の事務処理特例条例によりまして人事権のみを特別区に移譲するという方法がございます。ただし、このことにつきましては平成29年の先ほど申し上げました権限移譲で解消された人事と給与のねじれが再び生じることにもなりますので、以前と異なって教員確保が非常に厳しい状況下にありますとしましては、現在の本市と同等の受験者数を確保できるかどうか、このあたりが大変不透明になるというふうに考えているところでございます。

恐れ入りますが、7ページをご覧いただきたいと思います。今申し上げましたようなことをまとめたものでございます。市の教育委員会といたしましては本市と同等の水準で教員を確保するためには関係法の改正をした上で、特別区で一部事務組合を設立しまして、採用事務の共同処理や特別区間で人事給与制度の統一を行うことにより、人事配置の均衡を図ることが必要と考えます。法改正を求めていくというこの考え方につきましては、ぜひご検討いただきたいと考えておりますが、その法改正が実現するまでは、県費負担教職員制度に則って東京都特別区ベースで実施するパターンと、大阪府の事務処理特例条例によりまして特別区は人事権のみの委譲を受けるというこの二つのパターンが考えられるところです。

教員の確保については全国的に厳しさが増している中で、本市におきましては、教員の人事給与制度を一体的に整えてきた効果もございまして、採用試験の受験者数をこれまで一定確保してまいりました。市教育委員会としましては、これまでの経験から、人事給与に関する権限が一体であることが重要であると認識をしております、給与に関する権限がない中では府の事務処理特例条例によって人事権のみの移譲を受けましても、現在の本市と同等の受験者数を確保できるかどうかは不透明でございまして、教員の安定的な確保に不安が残るというふうに考えております。

このような申し上げたことをまとめますと、法改正が実現するまでの間は、東京都特別区と同じように人事給与に関する権限を一体的に広域に仕分けすることが妥当ではないかと

考えているところでございます。説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

(杉江会長)

説明ありがとうございます。府教育長からご意見等ありましたらお願いいたします。

(清田大阪府教育庁理事兼教育次長)

大阪府教育庁理事兼教育次長の清田と申します。

ただいま大阪市教育委員会の方から説明いただいた通り、メリット・デメリット双方あるかと思います。今回の教員の任命権等々につきましては、教員の確保とか教育の質の向上という観点でどちらがいいかというようなご議論かと思っております。

今説明があった現行法上でいきますと、教員の任免、さらに給与負担を含めて広域になるという仕組みになっております。基礎に持っていこうとすると、これも今、大阪市教育委員会からご説明がありましたような法改正が実現するということが前提となっております。法改正が実現するまでの間、府で対応ということになると、一旦府に任命権、給与権が来て、法改正が実現したらまた特別区というような形になるということも想定されますので、議論の中では法改正が実現するかどうかも含めて、どちらの役割とするかというところを議論いただけたらなというふうに思っております。

任命権を含めて広域に来た場合につきましては、当然教員の数でいくと1.5倍、採用数も1.5倍となりますので、それ用の体制をしっかりと整えて対応すれば、なんとか対応しきれのかなと思いつつシステムの統合とか、給与の支払い事務も含めて全て広域となりますので、それなりの人員とか予算措置も必要になってくるかなと思っております。

一方で、先ほど大阪市教育委員会の方で懸念されております採用におきましては、本日の資料にも考え方で書いておりますけれども、大阪市内の勤務を希望する教職員の方々は、今、大阪市教育委員会の採用を受けているというところですが、広域になった場合につきましては、大阪市内の勤務が保証されるということではありませんので、府域全体での採用となりますので、そういった時に受験者の動向がどうなるかというところは読みにくいというところがありまして、そこは大阪市教育委員会の懸念があるかなというところでございます。

従いまして、広域でということになれば、それ相応の対応等々をしていくというところではございますが一方基礎にする場合の法改正を含めた必要性の議論というところをしっかりとお願いできればなと思っております。以上でございます。

(杉江会長)

説明ありがとうございます。委員の皆さんからご意見とかご確認ありましたらお願いいたします。たけち委員。

(たけち委員)

ご説明ありがとうございました。これまで、大阪市におきまして政令指定都市の権限として、教職員の人事任命だったり、給与負担の権限、財源、この両方有効にしっかり活用しながら、初任給の引き上げだったり、あるいは本市独自の特別専科教諭の活用だったりとかということで、教諭の人事給与制度を一体的に整備してきたという効果もあったかと思います。

今回、法改正が実現するまでは、おのずとこの仕分け案によっては、人事任命も含めて一旦府に行くと。例えば事務処理特例条例によっては、これが基礎にできるということではありますけれども、仮に人事任命のみが基礎になったときに、人事権は基礎、給与負担は広域に分かれてしまうといったことで、人事給与の一体性といった点では課題が生じてくるかと思います。

そういったことを踏まえると広域でしっかり担っていただく方がいいのかなと思ってはいるんですけれども、仮に人事給与の一体性といった点での課題といったところで、なかなかイメージがしにくいと思うので、どういった課題が出てくるであろうと考えられるかというところを、専門的な知見で教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(高井大阪市教育委員会事務局教育次長)

大阪市教育委員会教育次長の高井でございます。

人事給与の一体性がないということにつきましては、人事異動等は当然特別区内で可能なんです、例えばどれだけの人数を配置するかといったことに関して自由度がなくなるということです、例えば地域の事情によってある一定の加配をしようと思っても、それはできなくなってしまうので、現在の大阪市は一体なのでその実情に応じた配置、そして人事異動が行えているということでございます。

(杉江会長)

たけち委員。

(たけち委員)

ありがとうございます。承知いたしました。

(杉江会長)

藤田委員。

(藤田委員)

私は全く違って、教育、特に初等教育というのは、住民に非常に近い基礎自治体が担うべき事務だというふうに考えておりますので、これは基礎で持つべきじゃないかなと思っ
ているんですが、大きな理由としては、先ほどの任命権と給与権者が違うというねじれに対し
て、区教育委員会が立ち上がって、区教育委員会でどのような子どもたちを教育していくの
かというビジョン、学校運営というものを担うわけなんですけれども、学校運営と人事権、
任命権がねじれてしまう、こっちの方が弊害が大きいんじゃないかなと思っています。区教
育委員会で区教育ビジョンみたいなものを立てて、学校運営は区がやっていく中で、人事権
とか任命権は府が持っているという方が少し遠いんじゃないかなという気がしています。

現状を見ると、府下の市町村っていうのは基本的にはねじれている状態ですよ。府の方
が給料を払いつつ、豊能地区で言いますと採用なんかは基礎自治の方でやっているという
ことなので、大阪市もかつては給与が下りてくるまではその状態だったかなと認識してい
るんですけども、その中で人事権、任命権を府に返したいという議論があったようには私は
記憶していないんです。なので、やはり区の教育ビジョン、あるいは区の学校の運営、学校
長をはじめ学校をどういうふうに運営していくのかというところと、人事権、任命権はセッ
トであるべきと考えておりますので、事務処理特例条例で事務委託する方が適切ではない
か考えています。

そこで1個質問なんですけども、今の議論に関連して、府の方で特別な加配を置くことが
できないとおっしゃいましたけれども、これ過去大阪市は給与裁量権がなかったときにも、
何か特別に市で職員、教員も増配していたかなと記憶しています。記憶違いですかね。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(高井大阪市教育局事務局教育次長)

大阪市教育局の高井です。おっしゃるとおりで、当時都道府県負担の時に市費負担で
教員を雇っておりました。それはいわゆる定数外のところで配置して、手厚い教育内容に使
っておりました。

(杉江会長)

藤田委員。

(藤田委員)

ありがとうございます。ということで、特別区になっても区費単体で教員を配置すること
は可能だというふうに考えますので、やはり基礎の初等教育、中等教育については、私は基

礎で担うべきじゃないのかなと考えています。以上です。

(杉江会長)

高山委員。

(高山委員)

ありがとうございます。非常に想定しづらい制度移行の中で、様々な角度から検討いただいて、ありがたいところなんですけれども、例えば、資料では任命権を大阪府に置く場合、教員確保の安定性が高まる可能性があるという形で書いていただいている部分なんですよ。

この安定性っていうのは、受験者数がより多く集まるよっていう意味なのか、それとも府域全体を一つの人材のプールってようなイメージで見たときに、不足が生じたときに、例えば各地域での教員の融通が調整しやすくなるってような観点で書いていただいているのか、安定性が高まるという中身を確認したいと思います。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(多田大阪市教育委員会事務局教育長)

大阪市教育委員会事務局教育長の多田でございます。今お尋ねの件は、この県費負担教職員制度についての根本の考え方に関わるかと思うんです。これは、大阪府の中にも財政力であったり、自治体の規模であったり、基礎自治体ごとの相当の差がございます。そういった中で、特に義務教育段階の教員については一定水準以上の教育の水準を確保するということが大命題ですので、そういう意味では、そういう自治体の格差によって教員の質なり量に差が及んではいけないということで、おしなべて、各都道府県単位で採用するというのが、この法の趣旨の根本の部分です。その中で、政令指定市については過去様々な議論を経まして、権限委譲されて政令指定市であればその部分を担えることができるだろうというようなことで法改正があったということでございます。

それと、先ほど、藤田委員からのお尋ねの中で、市単費で採用した過去の経過のことをご説明申し上げましたけれども、これは当時から大阪市で進めておりました習熟度別の少人数学級ということで、子どもの学習の度合いによって人を置くというやり方をしておりまして、これは本務の教員ではなく、定数外の講師で雇用して、それを各学校の方に配置をしていたということです。ただ、学校によっては講師の置き方を工夫して、本務教員並みの仕事をしたり、本務教員の事情によっては、習熟度別の方に回ったりという実態はございましたけれども、採用形態としては講師でやっていたということでございました。以上でございます。

(杉江会長)

高山委員。

(高山委員)

ありがとうございます。任命権を府に置く場合と、特別区に置く場合、今いろいろと比較いただいていたんですけれども、府に置いた場合と、例えば特別区においていわゆる共同処理する場合という二つを比較したときの差っていうのが、なかなかこの資料やディスカッションの中から聞き取っていくのが難しいんですね。人事的なところで言うと、資料の中でも例えば共同処理によって受験者確保のリスク低減や、例えば特別区間の人事配置の均衡を図れるって書いていただいたり、一方でさっき藤田委員が言っていたように、例えば任命権を特別区が持つっていうことには政策的な価値っていうのもあるって思っています。

大阪の都市部で教員として働いていきたいんだっていう思いを持った人材っていう人も確保できていくっていうようなメリットがあると思うんですね。そうした価値がある一方で、教員の確保っていうところの安定性はすごく大切っていうのはよくよく分かるところなんですけれども、共同処理まで特別区で行った場合、そのリスクの差っていうのはどの程度府にいった場合と差があるのかっていうのを、いまいちこの資料の中から最後まで判断するにあたってこれだという決定打がなかなか見つけられないっていうのが、この間の感想なんですけれども。法改正までの二つのパターンのアイデアを出していただいているところではあるんですけれども、この二つの差っていうのはどれくらいの差があるものなのかっていうのをご所見でいいので、もしよかったら教えていただきたいと思います。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(多田大阪市教育委員会事務局教育長)

大阪市教育委員会事務局教育長の多田でございます。政令指定市の方に、任命権のみがあったときに戻るのではないかとということを先ほどご説明申し上げました。これは当時、府県の方にいわゆる定数管理の部分、それと給与制度の部分、この部分は府県が持っている、任命権だけは政令指定市が持っている、そういう状態でした。実際に学校を設置運営しているのは基礎自治体、当時でいえば政令指定市でございますので、政令指定市が把握をした学校運営の実態に沿った、例えば今で言いますと、不登校の子どもが増えたとか、外国につながる子どもが増えたとか、あるいは学校が荒れているとか、いろんなそういう標準定数以外の加配の部分も含めて、いろんな状況を設置者の方がまず受け止めて、その上で、お財布を持っている府県の方と協議をして、定数についての協議をするということでもって

認められれば人が回ってくるという仕組みでした。

こうなるとやはり、問題を共有することについて時間がかかるとか、そういう面では即時性が少し難しくなるとか、あるいは柔軟な対応がしにくくなるとか、そういうこともありましたので、これについては制度上のねじれがあるのではないかということで、権限をセットで政令指定市に持っていこうというような、そういうことであったということでございます。

(高山委員)

共同処理した場合の手法、法改正がされるまでの間、①と②を選んだときの差っていうのがなかなか見えないというところなんですけれども。

(杉江会長)

事務局いけますか。

(上田大阪市教育委員会事務局教職員人事担当課長)

大阪市教育委員会教職員人事担当課長の上田でございます。

仮に、共同処理をした割合は確かに特別区で勤務をされる方がご応募いただけるということなので、そこに魅力を感じていただけるということが一つあるとは思うんですけれども、現在、大阪市におきましては先ほどもご紹介させていただいておりますような、初任給を政令指定市で高い水準に引き上げておるとか、特別専科教諭を配置することによって働きやすい職場関係を築いておるとか、そういったようなところをPRのポイントとして人材確保に努めておるところでございます。仮にそういったようなところがなくなると、人事権だけが特別区で行うということになっても、なかなか人材の確保に苦勞するんじゃないのかなと思っているところでございます。

その中で、やはりその広域ということになりますと、まずそもそもの受験者数がもともと大阪市を志願された受験者と、大阪府を志願された受験者数っていうのが合わさってくるということと、対象区域が広がるので受験者数が安定的に確保しやすい、さらには広域的に人材の配置がなされるというようなことで、一定の質も担保されるのではないのかなと考えておるところでございます。

そういったことを考えますと、特別区の方で人事を行うよりも、府の方で人事権も含めて人事給与を一体的に行っていただく方が、より安定性が高まるようになるのかなと考えておるところでございます。以上でございます。

(杉江会長)

高山委員。

(高山委員)

ありがとうございます。最後に一点だけ確認したいんですけども、特別専科教諭に関して確認したいです。先ほど藤田委員も触れられたんですけど、資料の6ページのところです。

課題のところに書いていただいているんですけど、特別区独自で本務教員を活用した柔軟な教員配置はできないと書かれているポイントなんです。市町村が独自に採用できるような制度もあったと思うんですけども、例えば東京都では品川区とかは都費じゃなくて区費で教員を確保されているような事例とかも聞いたことがあるところなんですけれども、まずこの市町村にはこの特別区ももちろん含まれるっていう理解でいいのかっていうところと、そうであるならば大阪の特別区においても府費負担の教諭とは別に、例えば特別区自ら給与を負担して本務教員を採用する、任用をしていくっていうことは制度上は可能なのかっていうところだけ確認させていただきたいです。

(杉江会長)

事務局。

(高井大阪市教育委員会事務局教育次長)

大阪市教育委員会教育次長の高井です。委員のおっしゃるとおりでございまして、特別区になったとしても特別区での独自の採用は可能です。ただ、あくまで特別区が独自に採用した教員ですので、それはいわゆる大阪府の教員とは別に人事管理をしなければなりません。その結果、特別専科教諭として採用した場合は、その特別専科教諭という役割を限定された職員として配置し続けることになります。

現在の大阪市であれば、担任をしている人も、特別専科教諭をやっている人も、同じ大阪市の中にいますので、その中で自由な人事異動もできますし、それによって例えば特別専科教諭の数を調整したりすることが可能ですが、分けてしまうと別々の人事管理になりますので、そういった柔軟な対応ができなくなってしまうという問題点がございます。以上です。

(高山委員)

ありがとうございます。柔軟な対応が難しいっていう観点であって、制度的には一応存在はするっていう認識でさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(杉江会長)

藤田委員どうぞ。

(藤田委員)

実は今日午前中に私と東委員とたけち委員で東京特別区の方に、区政会館の方に出張に行かせていただいて、いろいろと聞いてまいりました。その中でもやっぱり向こうの方で学

校運営と人事がねじれることについては、現場から非常に不満というか、混乱の声があるということも聞いてまいりました。やはり私としては、学校運営の基本となる方針を定めて人事権がないというのはいかなるものかなと思っておりますので、これまた引き続き議論させていただきたいと思います。

(杉江会長)

ありがとうございます。この「小中学校の任免、研修」については、今回維新案では基礎ということなんですけども、広域という意見もありましたし、この件については引き続き協議ということにさせていただきたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(杉江会長)

そうしたら、「小中学校の任免、研修」については、引き続き協議ということにさせていただきます。

続いて、資料の16ページから17ページに記載の残りの事務についてですが、今、「まちづくり」、「市立駐車場の管理運営」、そして「小中学校の教員の任免、研修」ということでご議論いただきましたが、残りの事務について、何かご意見ありませんか。なければ、この事務分担案で行かせていただきたいと思いますけれども。紀田委員。

(紀田委員)

残りの事務のところ、このセットで決定するということになった場合に、どんなイメージになるのかなっていうのを最後に一点だけ確認したいと思うんです。

交通インフラって大阪はかなり進んでいる地域ですけど、東京を見て一番違うかなって感じる場所の一つが、ターミナル駅における乗り換えっていうのが、どちらかというと大阪の場合に乗り換える駅がまだあるんですけど、そのまま地下鉄に直通で入ってくる駅っていうのが東京ではかなり多い。そう考えると副首都となった大阪で、乗り換えなしで行き来できるような状態っていうのを望まれる声っていうのも出てくると思うんです。

やっぱり、今後の交通政策を都がやっていくということになると思うんですけど、広域まちづくりの中に鉄道ネットワークの整備も入ってくると思うんですけども、それを担う上で、関西には大阪メトロが大きくいらっちゃって、JR西日本とかJR東海も新大阪に入られるので、私鉄もたくさん大きいところがおありなんですけども、そういった他の鉄道との接続っていうのを広域として大阪府が掲げた場合、この事務セットで進めていくことができるというふうに理解していいものなのでしょうか。これは横山市長に伺いたいと思います。

(杉江会長)

横山委員。

(横山委員)

事務分担案上は、メトロは今回基礎という形で今、割り振られているところです。

株式の所有の観点から団体監理事務が特別区に移行するということですが、合わせてメトロはいわゆる民営化、自分たちの判断でしっかりやっていく。その上で、さらに広域的なネットワークをしっかり意識しながら、都市インフラ戦略を進めていってほしいと思いますし、例えばそういう意見交換の場や、意見調整の場というのを設けることというのは現実的ではないかなと考えています。差し当たってどういった運営ができるのかというところも、例えば今後の具体的な制度設計の中で副首都推進局と担当部局の方でも、ぜひご協議いただきたいと思います。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

分かりました。やはり、鉄道ネットワークの開発がなにわ筋線をもって完結ではないと思いますので、今後も大阪が広域行政を実現された暁にはもっと進めていくというところで、まちづくりがうまく進んでいくような大阪を作るこの協議体で進みたいと思います。以上です。

(杉江会長)

ありがとうございます。そうしたら、資料記載のと通りの事務分担案ということで、皆さんよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(杉江会長)

そうしたら、この事務分担案でいかせていただきたいと思います。

引き続き協議となりました「まちづくり」、そして「市立駐車場の管理運営」、そして「小中学校の教員の任免、研修」について、事務分担を速やかに決定していきたいと思いますので、近日中にこの協議会、開催できるように事務局の方で日程を調整していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(事務局：西島副首都推進局長)

承知しました。

(杉江会長)

それと、前回事務局に作成をお願いして、今日提出いただいている広域と基礎の事務一覧であったり、あと協議を踏まえた再シミュレーションの結果などについては、次回事務局の方から説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

したがって、次回は今日継続になりました三つの事務分担と、本日事務局から提出いただいている資料などについて協議を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。この際、委員の皆さんから何かご発言はございますでしょうか。

そうしたら本日の協議は以上で終わらせていただきたいと思います。どうもお疲れ様でした。